

様式第 4（第32条関係）

（表）

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和 2 年法律第53号）		
第17条第 2 項（同法第29条で準用する場合を含む。）の規定による立入検査証		
職名：		
氏名：		
年	月	日交付
総務大臣		印

（裏）

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（抄） （報告徴収及び立入検査）
第十七条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電話リレーサービス提供機関に対し、電話リレーサービス提供業務に関し報告をさせ、又はその職員に、電話リレーサービス提供機関の事務所に立ち入り、電話リレーサービス提供業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
第三十三条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした電話リレーサービス提供機関又は電話リレーサービス支援機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。
三 第十七条第一項（第二十九条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 B 8 とすること。